

○都城市農業後継者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の中核となる担い手を継続的に確保し、食料基地として安定的に農産物の生産をしていくため、新たに就農する農業後継者等を対象として給付金を支給する都城市農業後継者等支援事業（以下「事業」という。）を実施するため、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業後継者等 親元就農者及び新規参入者をいう。
- (2) 親元就農者 次の要件の全てを満たす者であって、市長が適当と認めたものをいう。

ア 親族等が経営する農業に従事し、若しくは従事する予定のある者、又は親族等が経営する農業を継承し、若しくは継承する予定のある者であって、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 給付金を申請する日（以下「申請日」という。）が、就農した日から起算して1年以内である者

(イ) 就農する予定の日が、申請日から起算して3月以内である者

イ 親族等が経営する農業を継承し、及びその規模を拡大する意思がある者であること。

ウ 市内に就農に必要な農業用施設、農業用機械等（以下「農業経営基盤」という。）を本人又は親族等が所有している者であること。

- (3) 新規参入者 次の要件の全てを満たす者であって、市長が適当と認めたものをいう。

ア 親元就農者以外の者で独立・自営就農する意思があるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 申請日が、就農した日から起算して2年以内である者

(イ) 就農する予定の日が、申請日から起算して3月以内である者

イ 市内に就農に必要な農業経営基盤を本人が確保している、又は確保が見込まれている者であること。

ウ 研修経験、実務経験、農業に関する知識等が全くない状態で独立自営就農を開始しようとしていると市長が判断する新規参入者にあつては、農業技術の習得のため、申請日前に、市長が適当と認めた農家等において、農業経営に関する研修を市長が適当と認める期間受けている者であること。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、農業後継者等であつて、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。ただし、同一世帯又は同一経営体の場合における対象者は、同一世帯又は同一経営体に属する者のうちから1人とする。

(1) 市内に居住し、申請日において56歳未満であること。

(2) 第6条第4項の給付金の支給期間及び給付金の支給期間終了後において継続して就農できること。

(3) 農業に専業に従事すること、又は農業に専業に従事しない場合は、申請者本人若しくは親族等が経営する農業での従事時間が年間1900時間以上であること。

(4) 国が実施する、新規就農者育成総合対策実施要綱に定められた経営開始資金の交付要件を満たさないこと。

(5) この要綱による給付金を受給したことがないこと。

(申請)

第4条 農業後継者等は、給付金の支給を受けようとするときは、都城市農業後継者等支援事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新規就農時の経営実績・計画書

(2) 市税の滞納のない証明書

(3) 離職票、雇用保険受給資格者証、卒業証書等の前歴が確認できるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、4月、7月、10月及び1月の末日までとする。

(承認通知)

第5条 市長は、第12条に規定する審査会において適否を決定し、給付金の支給を
適当と認めたときは、審査の結果を承認通知書（様式第2号）により申請者に通
知する。

2 審査の結果、給付金の支給が適当と認められないときは、不承認通知書（様式
第3号）により申請者に通知する。

(給付申請及び給付)

第6条 審査会において承認された農業後継者等（以下「支給対象者」という。）
は、給付申請書（様式第4号）により市長に給付金の支給を申請する。ただし、
就農前に承認された場合においては、就農した時点で申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当であると認め
た場合は、給付金支給決定書（様式第5号）により通知し、支給対象者に対し給
付金の支給を決定した日の属する月から毎月給付金を支給するものとする。

3 給付金の額は、支給対象者のうち、親元就農者に対しては、月5万円とし、新
規参入者に対しては、月10万円とする。

4 給付金の支給期間は、2年以内とする。ただし、支給の期間内に一時的に就農
を休止することがやむを得ないと市長が認めた場合は、給付金の支給を一時停止
し、就農再開後に支給を再開することができる。

5 前項ただし書きの場合において、支給期間内に給付金の支給を再開したとき
は、給付金の支給開始の日から起算して3年を超えない範囲まで支給期間を延長
することができる。この場合において、給付金を支給する期間は、次の各号に掲
げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 休止の期間（休止期間が2年以上の場合にあっては、その合計期間。以下
「休止期間」という。）が1年以下の場合 支給期間に当該休止期間を加えた期
間

(2) 休止期間が1年を超える場合 支給期間に1年を加えた期間

6 給付金は、次の各号に掲げる月に応じて、当該各号に定める期日に支給するも
のとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和
23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、そ

の日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

(1) 1月から11月まで 当該月の末日

(2) 12月 12月25日

(就農状況報告)

第7条 支給対象者は、支給期間中及び支給期間終了後3年間は、年1回、3月末日までに就農状況報告書(様式第6号)に作業日誌(様式第7号)を添えて、市長に就農状況を報告しなければならない。

2 前項に掲げる報告のほか、支給対象者は、支給期間中は、年1回、9月の末日までに作業日誌を市長に提出しなければならない。

(住所等変更届)

第8条 支給対象者は、支給期間内又は支給期間終了後3年以内に居住地、氏名等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

(給付の中止)

第9条 支給対象者は、この給付金の受給を中止する場合は、市長に中止届(様式第9号)を提出しなければならない。

2 市長は、支給対象者から前項の中止届の提出があった場合又は次条第2項の規定により給付金の支給の休止を不承認とする場合は、給付金の支給を中止するとともに、給付金支給中止通知書(様式第10号)により支給対象者に通知する。

(支給の休止及び再開)

第10条 支給対象者は、疾病、災害等により就農を一時的に休止する場合は、市長に休止届(様式第11号)を提出しなければならない。

2 市長は、支給対象者から前項の休止届が提出されたときは、内容を審査の上、休止について適否を判断するとともに、その結果を給付金支給休止承認(不承認)通知書(様式第12号)により支給対象者に通知する。この場合において、休止することを認めた場合にあつては、給付金の支給を休止するものとする。

3 前項の規定により給付金の支給の休止が認められた支給対象者は、支給期間内に就農を再開する場合は、経営再開届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する経営再開届が提出された場合は、内容を審査の上、給付金の支給の再開について可否を判断するとともに、その結果を給付金支給再開承認（不承認）通知書（様式第14号）により支給対象者に通知する。この場合において、給付金の支給の再開を認めた場合にあつては、再開を認めた月から給付金の支給を再開するものとする。

（給付金の支給取消し及び返還）

第11条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給を取り消し、及び既に支給した給付金の一部又は全部の返還を命ずることができ、この場合において、市長は、給付金支給取消通知書（様式第15号）及び給付金返還通知書（様式第16号）により支給対象者に通知する。

- （1） 親元就農が支給期間中又は支給期間終了後3年以内に離農したとき。
- （2） 新規参入者が支給期間中又は支給期間終了後3年以内に離農したとき。
- （3） 虚偽その他不正な手段により給付金の支給決定を受けたとき。
- （4） この要綱の規定に違反したとき。
- （5） 生活費の確保を目的とした国、県の類似する支援事業による給付等が決定したとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、給付金の支給を受けていた者が給付金支給期間終了後3年以内の期間において、死亡し、又は疾病、災害等により就農を継続することができなくなった場合は、適用しないことができる。

3 市長は、支給対象者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該各号で定める日をもって、給付金の支給を取り消すものとする。この場合においては、既に支給した給付金の返還は命じないものとする。

- （1） 支給対象者が支給期間中に不慮の事故で死亡し、又は再就農が不可能となった場合 死亡し、又は再就農が不可能となった日
- （2） 単身の支給対象者が給付期間中に婚姻した場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすとき 婚姻日
 - ア 婚姻の相手方の親族等が農業を営んでいる場合であつて、支給対象者がその農業に専従するとき。

イ 支給対象者が申請時に提出した計画書に基づく就農を中止するとき。

4 前項の規定により給付金の支給を取り消した月における給付金の支給額は、第6条第3項の規定にかかわらず、当該月の現日数を基礎として日割計算により算出する。

(審査会)

第12条 第4条に規定する申請の内容を審査するため、市に都城市農業後継者等支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の構成)

第13条 審査会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 農政課長
- (2) 農産園芸課農産担当長
- (3) 農産園芸課園芸特産担当長
- (4) 畜産課畜産振興担当長
- (5) 農業委員会事務局農政担当長

(審査会の会議)

第14条 審査会に会長を置き、農政課長をもって充てる。

2 審査会の会議（以下「会議」という。）は、書面により実施する。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは会議を開催し、また会長が指定した者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、農政部農政課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(都城市農業後継者等支援事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に都城市農業後継者等支援事業実施要綱（平成28年度告示第105号。以下「告示」という。）第5条の規定により、給付金の支給の認定

を受けた者の告示第6条から第10条までの手続等及び第11条に定める給付金の支給取消し及びこの返還に関する規定は、この要綱の相当規定を適用するものとする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。